

四、施設も、いけませんし、言ってみればそんなに人件費も給食を実施して
いるほどにかかるわけではない。さう、さう中でやはり材料費は父母負担と
いうことで、たいてい金額ではありませんけれども、これが父母負担になって
思えます。しかし、羽村町や給食を実施している各自治体と比べてみま
すと、それなりにやはり福生の中学生には、言ってみれば恩恵がな
いわけですね。さう、さう点から考えて、材料費は父母負担だから、さうな
んだというふうな決まったことじゃなくてね、さういうふうなよその実施して
いる自治体から比べてみて、福生の子供たちはどう、さういう気持ちか
ら考えてどうなのかというところ。それでもなおかつ、これでいいというふうなこ
となのかどうか聞かせてください。

○教育長(林田 猛君) 生活保護との関連が出たわけですが、確かに
隣の羽村町では中学校の給食をやっておるわけですが、さうい
う方には生活保護費とは別に出るわけですが、福生はやっており
ませんのでさういうものはないわけですが、一応考え方にようまして
も、生活保護、これは生活保護だけではないわけですが、思いますが、

病気になっても入院すると病院食を必要とするのは当然かも知れませんが
けれども、別に給料から食費が引かれるわけではないし、また学校給食に
しても生活保護費を差引かれるわけではないわけですが、当然、国
の決めた基準で、一月福生の場合二千九百円ですが、それけれども、そ
の分生活保護者は恩典にあずかっているというところ、言えるんじゃないか
と思います。さういうことで、福生が幸い一級地に生活保護
の保護級地もなったというところですが、その辺、甚だ案じたいま
すと、特にさういう生活保護家庭に重圧をかけているというふうなことは
ないんじゃないかというふうに私も考えるわけですが、

それからまた、給食の審議会ですが、これは親の自覚を待つことが一
番ではないかというふうに私は思っています。先ほどお話ししてございま
すが、片親の家は案外しかりしている家が多く、わけですが、健康
全なる家庭が弁当を持てないというふうなこともあるように思います。
それで給食審議会においても、生徒、学校、現場の教員、父兄、そ

れぞれアンケートをとるわけでもございますけれども、これについては議員さんにも御報告申し上げたわけでもございます。私もアンケートを見まして意外に思ったのは、その給食を与えられる、食う生徒、これの希望が案外少なかったというのには非常にびっくりしたわけでもございます。中学生になりますと、特に女生徒でございますけれども、いろんな生理の問題から体重関係等もあるわけだと思えますけれども、各学校を視察したところの結果、小学生よりも中学生になると非常に残滓が多いと、二〇%も残滓が出るという話でもございまして、各給食センター、単独校には行きますでしたけれども、センターあたりへ行きますと、中学校の給食をやめた、というのが関係者の実感でもございます。それらを私も直接何の所か見てきたわけでもございまして、また、直接学校の現場にお願いしなければならぬ、教員がほとんど反対であるというの、これは事実でございます。

その中でわれわれが強引に押し切っても、これは必ずしもうまくいく、とはなという面、これは施設の面につきましても改造をしなければならぬ点

もあるわけでもございます。たとえば一中あたりでは校地が広いものですから、いかにしても校舎の改造もできると思えますけれども、三中、二中等につきましては、校舎の改造もちょっと無理ではないかというような感じもしておるわけでもございます。もし仮にやるとなっても、福生はセンター方式でやるというふうに考えておるわけでもございしますが、その用地の問題、場所の問題等につきましても、おそれとも見つからないわけでもございまして、これらを考え、非常に生徒、教員、保護者等の関係を種々、長い間審議会の皆さんには御苦勞をお願いしたわけでもございまして、その結果どう出たわけでもございます。したがって、われわれ教育委員会といたしましては、現在やっても、実際は意味のある給食はできないというふうに思っているわけでもございまして、またまた当分、実施をする考えはございせん。以上でございます。

○十一番（原敏子君） いまも再三質問にしまして、教育長の意見を聞きましてよくわかりました。

私は、教育長が言われましたに就学援助、生活保護家庭の問題

ですが、一級地になったから重圧がそんなにかかってないんじゃないかと。二級地のときから比べてみればそれはそうでしょうけれども、でも本来は一級地になたというよりは、それは生活保護につけてそれなりの厚生省のそういうものがある一級地になって、だからこれは給食がなくてもいいんだというにはならないというふうに思います。二級地のときから比べてみればそれはそういうふうには考えますけれども、それはこの問題に取り上げてみますとそれはちよと違うんじゃないかというふうに私は思います。この問題から見ても、いま教育長が給食を行わないというような理由を何点かにわたり羅列をされましたが、私はこのうちでもいまの社会情勢の中で福生の子供たちが、また福生市がほかの自治体と比べてサマイそれは非行が減少して来ていることはとてもいいことだし、子供たちが先ほど言われましたような、給食がなくても非行につながらることは考えていたというふうな教育委員会の答弁、それはそれで結構なことだと思いますが、私はやはり子供が安心して義務教育の間は子供たちがみんな同じ物を食べれるような、そういう制度にしてやってほしい。いま言われました好ま嫌いが

あるとか、いろんなことが言われましてけれども、でも現実にはいまの中学校の教室をのぞいて見ますと、あの子のおかすがこのことから、私はこうやってお弁当、当分をふんで隠して食べるんだとか、そういう実態も確かにあるわけです。隣の子がデザートを持ってくれば私もデザートというので、そういう問題もいろいろとエスカレートしてしまいます。それは教育長の言葉を借りれば、さうと親のしつけがよくないというので言われるんですが、それはさういうことではないんじゃないかというふうに思います。いまの社会情勢の中で子供にばかりおかれて、状況の中でいま考えていくならば、私はもっと真剣に、いま真剣に考えていないというところじゃないんですかね、真剣にこの問題を教員の皆さんや子供たちや父母の皆さん、PTAの皆さんと、もう一度これは考え直す、考えていかなければいけないんじゃないかというふうに私は思います。先ほど一答弁が漏れまして、どうあえず当分の間給食を実施しない。それではお弁当を持っていけない子供に、言ってみれば学校側でそういう子供に朝、オコそういう子供は大体決まっていますし、毎日持っていく家庭でも持っていけない日だってあるわけですね、そういうお弁当を持ってい

れな、子供は、まゝにえは、何々先生なら何々先生、とこの教室に行き、
パンならパンを注文しなさい、というふうな、そういうふうな言ってみれば、まあ細
かなそういう指導をしていただけるかどうか、これは学校の先生方と相談
されなければむずかしい面もありますので、うけけれども、教育委員会として
は、当然、間それだけでもやっていくというので、子供たちが学校に行けるよ
うな、安心して行けるような、そういうふうな方策をとっていただきたいとい
ふふうに思っています。

去年の三月、この答申がออกมาして、うううううううう、またすぐ去年の三
月答申が来たばうで、またやるというふうには、いかな、いかな、いかな、い
れども、情勢は刻々と変わって来ますので、ぜひ検討をしていただい
ても、突っ込んだ意見を先生方と交わしていただきたいというふうに思っています。
牛乳の問題ですけれども、うううううううう、牛乳の問題は当然、い
かな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い
うううううううう、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い
併して、うううううううう、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い

○教育長（森田猛君）

牛乳の問題は答弁を漏らしたようでござります
が、その前の弁當を持て来られない家庭の措置でござりますけれども、
これは各学校で非常に配慮をいたしまして、現在担任に申し出ま
すと、担任が、まあ三中にござりますては、パン屋が中に来ますから、それが販売
しております。ほかの中学にござりますては、担任に申し出まして、外出の許
可をもらいましてやっております。これは私も、問題はなんじゃ、いかな、い
かな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い
かな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い
かな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、いかな、い

なお、牛乳につきましては、先ほど二回目の答弁で申し上げたとおりで
ござりますて、福生市といたしましては補助をするという考えは現在ござ
りません。

○十一番（原敏子君）

議長、最後要望だけさせてください。

いま本当に教育長と意見が、いかに違つてしまふんですけれども、
その担任に申し出ると外出の許可がもらえろというんですけれども、現
実はもらえてない、いかにあるんです。すて、いかに私は思いませんけれども
も、現実にはもらえてない、いかにあるんです。ですから、いかに点では、いま

とそういふ外出の許可がもらえるような指導を徹底してくたさい。そしていまはからずも三中の場合は毎朝バン屋さんが出入りしているというところがあり、もしなければ、それは一中十二中にもそういうふうなことがある、なにより結構じゃなかというふうに、外出させるようも結構じゃなかというふうに思いますが、言ってみれば、総体的に言ってみますと教育委員会として、中学校の父母負担の問題、給食についてはありません。またまたはいあるんですけれども、今回は給食の問題にしばらくはあきらめよう。ぜひ中学校の先生方と、そしてPTAの皆さんと、ぜひ教育委員会として詰込んだ論議をしていただきたい、子供たちからいって、中学校生活を送れるような努力をしていただきたい、ということも要望として一般質問を終わります。

○議長(末次性男君) 次に、十二番 松山清君。

(十二番 松山清君 登壇)

○十二番(松山清君) 簡単に一点だけ一般質問をさせていただきます。学校通学路の点検整備等についてであります。

言うまでもなく各学校におかれましては、通学路を決め、細かく指定して児童生徒の登下校時の安全を確保しているところであると思います。この通学路の指定の、それでは責任というのとはどこにあるのかどうか。また、この通学路の点検等はどこでやっているのか。PTAではやっているかと聞いておりますけれども、行政側としては、それではやったことがあるのかどうか。また、現在こういう制度としてやっているのかどうか、その点などをお聞きしたいと思っております。

また、通学路、道路というになれば、補修となれば、当然建設部の所管になるわけですから、それでは教育委員会等との協議はどのように行われているのか。定期的に行われているのか、または随時、問題が出るために行われているのかどうか、そういう点についてもお答えいただきたいと思っております。

それと、都道などもありますので、東京都や、また信号などに関係する警察など、他の機関に対しての要望等は、どこが窓口になって行っているのか、このような問題についてお尋ねして私の質問とさせていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきまして、松山議員
さんの御質問に対してお答え申し上げます。

学校通学路の点検整備でございますが、御案内のとおり、これにつ
ては、子供たちの安全というものを、やはり重点的におこななければならな
いことは事実でございます。その通学路の指定につきましては、各学
校におきまして、校外指導の教師が中心になりまして、その通学路を
点検いたしました。これなら危なくないという道を決定いたしました。それ
で学校で決定されまして教育委員会に報告されるというのが実情
でございます。その最終的な責任は教育委員会でございます。

それで、点検をしているかどうかという御質問でございますが、これ
につきましては、各学校におきましていろいろと事情は違いますが、校外
指導の先生が中心になり、一斉下校のときには必ず各通学路を点検
するとか、それからまた、避難訓練のときには実施するとか、いろいろふうな
状況におきまして点検をしていると。また、PTAにお願いをいたしましてPTA
の方々も交通安全対策委員会というものもございます。そして、その点

検をいたしまして、状況でございます。

なお、補修箇所等につきましては、私もの方へも言われて、私も至
急、緊急なものについては建設部の方へ依頼いたしました。速やかに直し
ていただくということでございまして、なおPTA等につきましても、学校と協
力しまして年何回か学期ごとに点検しているようなことでございしますが、
それについては、要望書を建設部、並に関係官庁等とか、それから警
察の方へお願いいたしました。要望をしているようなわけでございまして、非常に
PTAの方々にも御協力をいただいております。その整備点検については
努力しておりますのでございします。

そういうふうな状況でございます。今後ともこの通学路の点検等につ
ましては、各学校に子供たちが安全であるように指導してまいりたいとい
ふに考えております。以上、お答え申し上げます。

○十二番（松山清君） 質問が質問ですから、答弁はわかるわけでは
ない、それで、通学路ですから最終的にはもちろん教育委員会が責
任を負うということで、これは答弁として明確になるわけですか、しか

し実際にいろいろ補修等をやるということになれば、大体主として役所の中で考えれば建設部ということになるわけですね。責任は教育委員会と云うことですね、実際にそういう補修をやるのであれば、予算とかはすべて建設部という形になるかと思うんですが、そういう点では十分協議をしていただきたいと思います。いまもやっておられると思うんですが、その点、今後ともひとつよろしく願います。

それと、点検は、たとえばPTAなんかやるんですね、たとえば、非常、いろいろ、側溝のふたとか何とか、かなり簡単なものもあるわけですね。現実にはそういう物も壊れて「言わなきゃ、言わなきゃ」というようなこと、ま、結構そのまま置かれていくというふうなものもあるわけですね。一つは簡単なことなので、そのまま要望として出そうと思ってながら、いつまでも出さない。そういうことから見ますと、どうもいまの答弁などを見まして、行政側としての点検というふうなものは、現実のところやられていない、よい見受けられるわけです。先ほどの答弁の中でも、PTAとか各学校が主体になってやっていると、これはこれで結構ですね、私はたまには

行政側にもやっていただいたらどうかと思うんです。そうすれば、たとえば側溝、まあ行政側がやるとすれば、どちらかと言えば道路を管理するような建設部になるかと思うんですね、教育委員会と一緒にやるのがよろしいかと思うんですね、簡単なものはその場で点検というふうにも補修等も一緒にできちゃうわけで、そういうことはできるんじゃないかと思うんですが、その点についてどうなのか、簡単でございすけれども、一つだけちょっと聞かせていただきたいと思います。

○教育次長（八木房雄君） 答え申し上げます。

先ほど私が、通学路の責任と、設定の責任と、設定ということですね、まず、大変申しわけなかなんですが、御訂正をお願いしたいと思います。いまの問題でございすが、これにつきましては、私も人員が非常に少ないんですが、各学校の責任において回っていただきたというところでございまして、この問題については、子供たちに事故のないように指導をしていきたいというふうに考えております。

昨年度もPTAの方から要望書がออกมาして建設部のほうへ依頼

したわけですが、二小等におきましても、これは〇〇名直していただいたというふうな報告を受けております。今後またPTAとか学校の校外指導の先生方に協力を得ながら、子供たちの交通安全については考えてまいりたい。教育委員会独自に点検ということでもお話がございまして、なかなか人員等の問題もございしますが、私どもも一緒に歩いてみたいとは思いますが、今後学校を中心に校外指導の先生にお願いして、またPTAにもお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○十二番（松山清君）

だから、行政側の点検というのになれば、それは設定は教育委員会がやって、教育委員会もせんせんそれは点検に合わせるというわけにはいかないでよりけれども、実際に直すということになれば、建設部が主として直す形になると思いますので、そういう点では、もうその場で直せるような形もたくさんあるかと思うんです、側溝のふたとかその他……。そういう点では建設部なんかで、まあ、ここで急にお聞きして申しわけなんですけれども、建設部なんかでは道路一般の補修点検

というのはやっていますけれども、こういう、たまには的をしぼった通学路というよりな形、かばい、これも通学路と言っても大半の道路にかかわるような所もありますけれども、そういうこともお考えになってやられたこともあろうかと思うんですが、そういうお考えは持てられると思うんですけど、たまには……。その点だけお願いします。

○建設部長（内田和雄君）

私どもの方では、通学路と申しまうか、市道につけていろいろ補修点検等をしているわけですが、いま教員委員会の方からもお答え申し上げるように、何かありますれば私の方に、建設部の方に連絡がございしますので、その都度、私どもの直轄の者に修理に行ってもらい、またそのためにその近辺の通学路等の点検も行ってくるようにということをやっております。通学路ということでは、これだけとらえてはやっておりませんが、そういう形で、たとえば修理のときとか、また道路の点検のときには一緒に見て回らうというところで整備はしております。

また、何かございしたら御連絡をいただきますれば、私どもも行きますし、教育委員会の方に学校の方から必ず連絡もありまして、それを受けて

私の方ばかりですが、これはやはり市民の方、また学校等からの通報等もできるだけ早くいただければ、当然事故も防げるわけでございまして、何かございしたら御連絡をいただければすぐまいりますので、ひとつよろしく願います。

○議長（末次性男君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は六月十一日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会といたします。

午後四時五十八分 延会

写 福総庶発第六百九十六号

昭和五十七年六月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

昭和五十七年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十七年六月二日付け、福生市告示第三十二号（別紙参照）をもつて、昭和五十七年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十七年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十七年六月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

一 期 日 昭和五十七年六月十日
二 場 所 福生市議会議場